

令和6年4月12日

関係各位

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課長

### 自家用車活用事業の実施手続きについて

自家用車活用事業の実施に向け、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」が発出されたところ、自家用車活用事業の実施手続きについて、当局においては下記のとおり取り扱うこととしましたのでおしらせします。

### 記

#### 1. 対象地域、時期及び時間帯並びに不足車両数について

自家用車活用事業の北陸信越運輸局管内における対象地域は、「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について（平成14年7月1日付け北陸信越運輸局長公示第12号）」で定めるすべての営業区域とします。また、タクシーが不足する時間帯、不足車両数については、別紙のとおりとします。

#### 2. タクシー事業者からの申出書提出及び実施意向調査実施

各タクシー事業者は自家用車活用事業の実施の意向がある場合は申出書（別添1-1）を管轄の運輸支局（例：新潟県内のタクシー事業者の場合は、新潟運輸支局）へ提出してください。なお、申出書は随時受け付けます。

運輸支局は、タクシー事業者より申出書の提出があった場合には、当該営業区域に営業所を有する全てのタクシー事業者を対象に、7日間程度の期間を定め、自家用車活用事業の実施意向について調査を行います。調査にあたっては意向調査票（別添2）を用います。

#### 3. 地方公共団体からの申出書提出及び実施意向調査実施

地方公共団体が、特定の曜日及び時間帯にタクシー車両数が不足しているとして管轄の運輸支局（例：新潟県内の地方公共団体の場合は、新潟運輸支局）へ申し出た場合は、申し出のあった曜日、時間帯及び不足車両数で自家用車活用事業の実施意向について調査を行います。なお、申出書（別添1-2）は随時受け付けます。

運輸支局は、地方公共団体より申出書の提出があった場合には、当該営業区域に営業所を有する全てのタクシー事業者を対象に、7日間程度の期間を定め、自家用車活用事

業の実施意向について調査を行います。調査にあたっては意向調査票（別添２）を用います。

#### 4. 結果のとりまとめと使用可能車両数の通知について

意向調査の結果については、意向調査終了後１０日後を目処に、北陸信越運輸局にて調査結果をもとに使用可能車両数を決定し、各タクシー事業者へ通知します。通知を受けたタクシー事業者は、運輸支局へ「自家用自動車有償運送（自家用車活用事業）許可申請書」を提出し、許可を受けることにより自家用車活用事業が実施可能となります。

なお、許可基準については、別途公示することを予定しておりますが、現時点では下記 URL にあるプレスリリース資料を参照願います。

（リンク先）

[【通達】「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」](https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001734883.pdf)  
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001734883.pdf>)

#### 5. 今後の取扱いについて

本取扱いは制度開始当初であることを踏まえ、自家用車活用事業の取組を進める中でデータを収集し、より精緻な不足車両数を検証する予定です。そのため、今後の対象地域、時期及び時間帯並びに不足車両数について必要に応じて見直しを図ることがあります。なお、地域の実情に鑑み、道路運送法第７８条第２号に基づく自家用有償旅客運送の実施を妨げるものではありません。

##### 【お問合せ】

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課  
近藤、酒井  
電話 ０２５－２８５－９１５４

新潟運輸支局輸送・監査部門  
佐塚、松倉  
電話 ０２５－２８５－３１２３  
接続後「４」をプッシュ

長野運輸支局輸送・監査部門  
小山、赤尾  
電話 ０２６－２４３－４６０３

富山運輸支局輸送・監査部門  
廣井、山際  
電話 ０７６－４２３－０８９３

石川運輸支局輸送・監査部門  
重原、今花  
電話 ０７６－２０８－６０００  
接続後「１」をプッシュ

(別紙)

## タクシーが不足する時間帯、不足車両数

(タクシー配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行う地域を除く)

車両数が不足する曜日及び時間帯	不足車両数
金・土 : 16 時台～ 翌5時台	各営業区域内の タクシー車両数 <sup>(※)</sup> の5%
営業区域内の自治体が、タクシー車両数が不足しているとして管轄運輸支局へ申し出た曜日及び時間帯	営業区域内の自治体が、タクシー車両数が不足しているとして管轄運輸支局へ申し出た車両数

(※)令和6年3月31日時点の事業計画上の配置車両数の合計

〇〇運輸支局長 殿

## 申 出 書

下記の営業区域及び営業所において、道路運送法第78条第3号に基づく自家用車活用事業を実施する意向があることを申し出ます。

(営業区域の名称)

---

(営業所の名称)

---

令和 年 月 日

名 称

住 所

代表者名

(担当者氏名)

(連絡先)

〇〇運輸支局長 殿

## 申 出 書

下記の営業区域において、道路運送法第78条第3号に基づく自家用車活用事業における特定の曜日及び時間帯にタクシーが不足しているため申し出ます。

(営業区域の名称) \_\_\_\_\_

(添付書類)

- ・ 地方公共団体において算定した「タクシーが不足している特定の曜日及び時間帯ごとの不足車両数」がわかる資料
- ・ 上記の根拠資料

令和 年 月 日

名 称

住 所

代表者名

(担当者氏名)

(連絡先)

## 自家用車活用事業に係る意向調査票 (●●交通圏)

※ 「意向調査票提出にあたっての注意点」をよく読み、着色されたセルに記入して下さい。

**提出期限 : 令和●年●月●日(●)**

提出先: ●●運輸支局 輸送担当

メールアドレス

●●●●●●@mlit.go.jp

提出年月日: 令和6年  月  日

事業者名 :

営業所名 :

ご担当者 :

電話番号 :

E-Mail :

	曜日・時間帯【今回の配分車両数】	使用車両数
①	金曜日・土曜日 16時台～翌5時台 【●●●台】	<input type="text"/> 台

※ 本調査は本年4月から6月末までに自家用車活用事業の実施を予定している事業者を対象としています。

7月以降に開始予定の事業者については別途意向調査を行いますので、本票は提出しないでください。

また、次の営業区域については本調査の対象外です。

【 札幌、仙台市、県南中央、千葉、特別区・武三、京浜、名古屋、京都市域、大阪市域、神戸市域、広島、福岡 】

※ 使用車両数の欄には各時間帯で同時に稼働する車両数の最大値を記載してください。

(自家用車を30台準備し、同時に最大10台運行する場合、使用車両数は「10台」と記入してください)

また、営業所ごとに配置するタクシー車両数を上限として下さい。

①自家用車活用事業を実施する意向のあるタクシー事業者が、管轄運輸支局へ  
申出書の提出を行う

②運輸支局は、申出のあった当該営業区域に営業所を有する全タクシー事業者へ意  
向調査を実施する ※調査期間は7日間程度

③北陸信越運輸局は意向調査結果に基づき、実施意向のある事業者へ使用可能車  
両数を通知 ※調査終了後10日程度を目安に通知

④通知を受けた事業者は「自家用自動車有償運送(自家用車活用事業)許可申請  
書」を管轄運輸支局へ提出  
※標準処理期間は1ヶ月で、審査期間は申請状況により前後する

⑤運輸支局での許可後、自家用車活用事業の実施が可能となる